

災害時における鳥取県育英奨学資金（高等学校等）について

人権教育課 育英奨学室

1 緊急採用（奨学金の貸与）

- (1) 申請資格 震災等の災害により申込者の属する世帯の家計の支出が著しく増大又は収入が著しく減少した場合に該当する者

(2) 貸与月額

区分	国公立	私立
自宅通学	18,000円	30,000円
自宅外通学	23,000円	35,000円

- (3) 貸与の期間 申請のあった月から在学している高等学校等の正規の修業年限が終了する月まで

(4) 提出書類等

- ア 奨学金貸与申請書（緊急採用）
- イ 平成27年分の所得証明書
- ウ り災証明書（市町村発行のもの）等
- エ 誓約書
- オ 振込口座登録申請書（通帳の写しを含む）
- カ 推薦調書（高等学校等において作成）

- (5) 提出先 在学する高等学校等

2 返還猶予

- (1) 猶予理由 災害等のやむを得ない理由により奨学資金の返還が困難となったとき

- (2) 猶予の期間 その事由が続いている期間（1年ごとに申請が必要）

(3) 提出書類等

- ア 猶予申請書
- イ り災証明書（市町村発行のもの）

- (4) 提出先 人権教育課育英奨学室（電話：0857-26-7541）